

○津軽広域連合職員定数条例

(平成10年 2 月10日 条例第 3 号)

改正 平成11年 3 月26日 条例第 1 号
平成13年 3 月24日 条例第 3 号
平成28年 2 月25日 条例第 1 号
令和元年11月22日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第 3 項の規定に基づき、津軽広域連合職員の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 津軽広域連合で常時勤務に服する者（休職者を除く。）の定数は、17人とする。

(臨時的任用職員等)

第 3 条 臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 3 第 4 項の規定により臨時的に任用された職員については、臨時の職に関する場合に任用されたものに限る。）及び非常勤の職員は、前条の定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 3 月26日 条例第 1 号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月24日 条例第 3 号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月25日 条例第 1 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月22日 条例第 2 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中津軽広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第 4 条の改正規定（「6 月」を「6 か月」に改める部分に限る。）及び第 5 条第 1 項の改正規定、第 5 条中津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例第 2 条の 2、第 17 条及び第 18 条の改正規定、第 7 条中津軽広域連合の職員の給与に関する条例第 8 条、第 9 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 10 条並びに第 12 条の改正規定並びに同条に 1 項を加える改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 会計年度任用職員の選任等のために必要な行為は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定による施行の日を除く。）前においても行うことができる。

(津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 3 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 12 年津軽広域連合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第3項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第17条の2第3項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改める。